

上宮学園中学校・高等学校

いじめ防止基本方針

UENOMIYA



UENOMIYA
GAKUEN
Junior High School

平成 31 年 4 月 1 日

目次

	(頁)
第1章 いじめ防止に関する本校の考え方	…… 2
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 年間計画	
5 取り組み状況の把握と検証	
第2章 いじめ防止	…… 6
1 基本的な考え方	
2 いじめ防止のための措置	
第3章 早期発見	…… 8
1 基本的な考え方	
2 いじめ早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する考え方	…… 9
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた生徒への支援またはその保護者への対応	
4 いじめた生徒への指導およびその保護者への対応	
5 いじめが起きた集団（周囲の生徒）および保護者への対応	
6 ネット上のいじめへの対応	
第5章 本校のいじめ対応の流れと留意点	…… 11
1 いじめ関係対応流れ図	
2 保護者から相談があったとき	
3 相談・調査における留意点	
4 いじめ防止対策委員会と学校組織	
5 緊急のいじめ防止対策委員会	
6 解決に向けた取り組みの総合性	

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

本校は法然上人の仏教精神を教育の理念とし、校訓「正思明行」を教育の柱とした全人教育をめざしている。すなわち生徒一人ひとりが、正しい思いを持って人間としてのあるべきあり方や生き方を求め、これに従って明らかに行動することを教育の理念として掲げるものである。

しかしこうした理念に反して、昨今の教育をめぐる社会情勢には憂慮すべきものがあり、生徒の人権を踏みにじる深刻な「いじめ問題」が多発している。いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす重大な人権侵害的事象である。

いじめの加害者となることはもちろん、これを煽^{あお}ったり、傍観したりすることも許されないこととして、全教職員が普段からどんな些細な兆候も見逃すことのないように努めなければならない。またこうしたことが少しでも疑われる場合には、一人ひとりに対して慎重に親身になって対応しなければならない。

さらに日常の教育活動においても、こうした事象の発生を未然に防ぎ、深刻な事態に至ることのないよう学級運営や部活動の指導に努めなければならない。

すなわち本校は、教育活動の全ての面において生徒の生命や人権を大切にし、一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない人格として成長する教育を推進したい。

この理念に基づき、ここに上宮学園中学・上宮高等学校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒間において、ある生徒が他の生徒に対して意図的に、心理的又は物理的な苦痛を与える行為であって、これを受けた生徒が深く心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。本人がいじめられていても、それを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめの防止対策委員会」を活用して複数の目で行うべきである。いじめは身体的な暴力だけでなく、金品を要求されたり、隠されたり、意に反する行為を命じられたりすることなども含む。けんかといじめは同一には見做せないものであるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめが背景に潜んである場合もあり、生徒の感じ方に着目した見極めが必要である。

なお、スマートフォンやインターネット等のSNS上で中傷されたり、虚偽の事実を書

かれた生徒がそのことを知らず心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた加害生徒への指導が必要である。また、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまうような事象もありうるのであって、学校は、個々ケースに慎重に対応する必要がある。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・ 一方的に身体に暴力を振う
- ・ 第三者に分からないように、叩いたり蹴ったりと嫌がらせを繰り返す
- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句をしつこく言う
- ・ 集団による仲間はずれや無視をする
- ・ 金品をたかる
- ・ 意に反する行為を命じる
- ・ 所持品を盗んだり、隠したり、壊したりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを強要する
- ・ スマートフォン、インターネットなどのSNS上で、誹謗中傷や嫌なことを書き込む

3 いじめ防止のための校内組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長・副校長・教頭・教務部長・生活指導部長・生活指導主任・学年主任・
人権教育主任・特別支援教育コーディネーター・教育相談主任・宗教科主任・
生徒会主任・担任・養護教諭
その他校長が指名する教員

(3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク いじめ防止基本方針の見直し

※ 組織および役割の具体的な流れや留意点は第5章に記載

4 年間計画

本校いじめ防止基本方針に沿って、人権教育を中心とした年間計画を以下に示す。

「いじめ」は著しい人権の侵害であることを認識させるとともに、障がい等がある生徒についても人権的な立場から個々に応じ配慮に努める。できるだけ各学期ごとに「いじめについてのアンケート」を実施する。

中学	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	オリエンテーション 「人権教育について」 いじめアンケート			「人権教育企画推進委員会」兼 「いじめ防止対策委員会」（年 間計画の確認等）
5 月		人権教育 5 月 LHR (自分のしたいことを考える『私の したいこと 10 のこと』) いじめアンケート	人権教育 5 月 LHR (目標を持って、意識的な毎日 を『1 年後の友へ』参加型) いじめアンケート	保護者対象オリエンテーショ ン「人権教育について」 新任教員研修会（人権教育） 第 1 回 人権教育推進会議
6 月	人権教育 6 月 LHR 「障がい者問題につい て考える I」『桃色のク レヨン』（視聴覚教材）	人権教育 6 月 LHR (いじめについて考える II 『僕は死にたくない』DVD)	人権教育 6 月 LHR (いじめについて考える III 「他人を傷つける言葉」)	校祖誕生会 「配慮」を要する生徒の調査の 集約
7 月	「配慮」を要する生徒 の調査・集約 保護者説明会	「配慮」を要する生徒の 調査・集約	「配慮」を要する生徒の 調査・集約	人権教育教職員研修会① 保護者との個人懇談
9 月				第 2 回 人権教育推進会議
10 月	人権教育 10 月 LHR (いじめについて考える I『い じめ隠し～特別編集版』)	人権教育 10 月 LHR (障がい者問題について考え る II 「人権教育読本にんげ ん」)	修学旅行	第 2 回「いじめ防止対策委員会」 芸術鑑賞
11 月	人権教育 11 月 LHR (いじめについて考える II『ネ ットいじめ』DVD)	人権教育 11 月 LHR 「もしあなたが親ならば」(参 加型資料教材) いじめアンケート	人権教育 11 月 LHR (男女平等・性差別について考 える『翔太のあした』DVD)	人権教育教職員研修会② 保護者との個人懇談 (11 月中旬まで)
1 月	人権教育 1 月 LHR (去年はできなかった。でも 今年是可以)	人権教育 1 月 LHR 「差別の現実に学ぶ」『人権は 小さな気づきから』DVD) いじめアンケート	いじめアンケート 人権教育 1 月 LHR (現代社会におけるさまざま な差別について『蛍の舞う街 で』)	学校評価アンケート 第 3 回「いじめ防止対策委員会」 正当御忌式
2 月				第 3 回 人権教育推進会議
3 月				第 4 回「いじめ防止対策委員会」

高校	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	オリエンテーション 「人権教育について」 保護者説明会 (人権教育について)	「配慮」を要する生徒 の調査・集約 人権教育 4 月 LHR (在日外国人問題 I 『ホーム タウン』 DVD)	「配慮」を要する生徒 の調査・集約	第 1 回「いじめ防止対策委員会」 (年間計画の確認等) 人権教育企画推進委員会 新任教員研修会 (人権教育)
5 月	いじめアンケート 人権教育 5 月 LHR (人権について～高齢者問題)	人権教育 5 月 LHR (在日外国人問題 II ・歴史編)	人権教育 5 月 LHR (男女間の交際について考え る『デート DV～相手を尊重 する関係をつくる』 DVD)	第 1 回 人権教育推進会議 校祖誕生会 「配慮」を要する生徒 の調査の集約
6 月	「配慮」を要する生徒 の調査・集約	人権教育 6 月 LHR (多民族共生について考える ニューカマーの問題)	人権教育 6 月 LHR (情報化社会と人権について 『サイバー犯罪事件簿』)	人権教育教職員研修会① 保護者との個人懇談
7 月	リバティおおさか見学	人権教育 9 月 LHR (部落の歴史 I ・中世～江戸 編 視聴覚教材)	人権教育 9 月 LHR (薬物乱用防止について考え る)	第 2 回 人権教育推進会議 第 2 回「いじめ防止対策委員会」
9 月	人権教育 9 月 LHR (いじめについて考える I 『僕はなぜ止められなかった のか?』 DVD)			芸術鑑賞
10 月		人権教育 1 1 月 LHR (部落の歴史 II ・明治～現代編 視聴覚教材)	人権教育 1 1 月 (最終アンケート)	人権教育教職員研修会② 保護者との個人懇談
11 月	人権教育 1 1 月 LHR (男女平等・性差別について考 える～デート DV を中心に)	人権教育 2 月 LHR (部落問題の今『ルーツを見 つめる～大阪・若者たちの 肖像写真』 DVD)	〈卒業時アンケート〉	学校評価アンケート (保護者対象・教職員対象)
12 月			卒業式	第 3 回「いじめ防止対策委員会」 正当御忌式
1 月	人権教育 2 月 LHR (障がい者問題を考える 『僕は噂の身体障がい者 痛 快! お笑い青春期』 DVD)	人権教育 3 月 (学年最終アンケート)		
2 月	人権教育 3 月 (学年最終アンケート)			
3 月				第 3 回 人権教育推進会議 第 4 回「いじめ防止対策委員会」

5 取り組み状況の把握と検証 (PDCA)

「いじめ防止対策委員会」は、各学期末に検討会議を開催し、いじめアンケートを参考に、いじめの早期発見や対応を行う。また、生徒の現状やいじめ防止対策の進捗状況を確認し、必要に応じていじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、宗教、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校では、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止のための対策を立案する。策定された内容は生活指導、学年、担任、授業担当者等教職員全員が共通認識を持って対応する。また、生徒や保護者にもいじめに対する学校方針を伝え、学校が生徒の学校生活を安心・安全な環境におく体制を整え、いじめ防止に努力をしていることを伝える。

2 いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針を確認して、常に教職員が共通認識をもって予防に当たる。

生徒に対しては、H.R.を利用した人権教育を通して、いじめを生み出さない指導を行うほか、例月の御忌式の講話の中でも慈悲や縁起の教えに触れながら、一切衆生の生命全体を大切にすべきことを強調する。

- (2) いじめが生まれる背景として、生徒の中の授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスを生んでいることが考えられる。そのため、落ちこぼれをつくらない一人ひとりを大切にした学習指導につとめ、どの生徒も意欲的に学習に取り組み、各自の努力が正当に評価される指導を進めていくことが必要である。

生徒の知的、身体的な能力や発達段階には大きな違いがあり、それぞれの能力や発達段階に応じた個別的な指導を実施する。成績下位層の指導とともに、中間層や、さらに上位層の生徒も自身の能力をフルに発揮し意欲をもって学習に取り組めるような学習指導に努める。こうしたことが、学習集団全体に活力を生み出すことを考慮し、成績のみを唯一の価値基準として一部エリートだけをレッテル化し、優遇することのないように気を付けながら、各成績層に配慮した適切なコースの配置や入れ替えや補講習を実施する。

- (3) また、生徒一人ひとりがもつ多様な能力や好みを引き出し、幅広い友人関係を見出すためには部活動に参加することが有意義である。彼らが学業と無理なく両立でき、意

欲的に取り組める部活動を提供するために努力する。また、競技的な部活動において、勝敗だけにこだわり過ぎることないように、さらにこの指導のために教員の負担が過度にならないように配慮する。部活動においても、部員間のいじめや教員の体罰などが生じているのであり、この背景には過度に勝敗にこだわる風潮や余裕のない教員の勤務形態があると考えられる。こうしたことについて示された、部活動についての文科省の指針や「働き方改革」について施行された法制を本校もきちんと遵守する。

- (4) 学級活動や部活動以外にも、生徒会活動、学級委員活動、ホームルームでの活動を通して、生徒が主体的に活躍できる機会を与えることが必要である。さらに本校の中学が取り組んでいる冒険教育やスキー実習、ウォータースポーツ等の校外学習を通して、達成感や自己肯定感を育む必要がある。こうした活動は、概念的な知識を学ぶことが中心となる従来の学習活動とは違って、具体的・現実的な関わりによって豊かな感性や意欲などの面を含めた全人間的な成長を促進するものであり、生徒の社会性を高め人生観や世界観の形成にもつながると考えられる。こうしたことは、近年教育界で重視しているアクティブラーニングとも関わることであり、現在進められている新しい教育改革の趣旨とも合致すると考えられる。
- (5) いじめを起こさない取り組みの中心になる人権教育のあり方をさらに研究する必要がある。「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」といった見方が果たして適切なのかを考えさせる。人それぞれ違った考え方や見方があり、心の境界線は多様であり、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害を生じさせることになることを理解させなければならない。またこれまで社会的・歴史的に根深い差別が行われてきたこと、さらに現在も様々な差別が残存し、新たに生まれていることを理解して、この背景を考えさせる。自己肯定感の高い生徒は、いじめに加担しにくく、また、いじめにあった時に対処する力をもつ傾向があると考えられているが、先の具体的・現実的な活動の重視ということと共に、いかにすれば自己肯定感情を高められるかといったことも研究し、様々な心理学的アプローチについても研究し導入していく。
- (6) 保護者の協力を得るためにも、保護者会との連携をはかり、保護者対象の講演会を実施し、いじめの現状と防止に関する啓発をするほか、いじめの原因ともなる生徒のスマホの利用等に於いても、学校と保護者がともに取り組める対策を設ける。
- (7) 生徒が発信するいじめ防止運動も有効であるので、生徒会によるいじめ根絶の取り組みなどを促す。生徒会からの「いじめ撲滅宣言の作成」やそれに繋がる学級の話合いなどの機会を設ける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がこれを認めることを恥ずかしいと考え、この拡大を恐れるあまり訴えることができないという背景がある。また、いじめられている生徒は、これを自分のせいにしがちであり、自己加虐の負のスパイラルに陥って、誰にも相談できないうちに長期化、深刻化するということがある。

このため教員としては、普段からいじめの生じない和のある楽しい集団づくりに努めるとともに、常にクラスの生徒やクラブ員の言動にも注意を払い、何気ない一言の中にも心の訴えを感じ取り、隠ぺいされているいじめの構図を見抜く鋭い洞察力を養っておくことが必要である。

そして、気付いた情報は、担任あるいは学年主任に報告し、その後、学年団を中心に教職員全体と共有し、見過ごしたり、対応を先送ったりすることがないように努めなければならない。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) まず、いじめを早期に発見するためには、全教員が授業中や課外活動に於いて生徒の些細な変化を見逃さない努力をしなければならない。実態把握の方法として、入学時、および必要時にいじめアンケート調査を行うことも有効である。しかしこのアンケートのあり方については十分な配慮が必要であり、プライバシーは厳重に保護されなければならない。また、保護者との連絡を密にして家庭と連携して生徒を見守る環境を維持しておくことも必要である。

さらに、「教育相談係」が相談業務の日時を明らかにして、いつでも生徒や保護者が安心して相談出来る体制を作っておかなければならない。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、本校のいじめ防止対策基本方針を保護者説明会等で広報して理解を求め、保護者会との連携も促進する。

(3) すでに設置している「ハラスメント防止対策委員会」も活用し、いじめと共通する「ハラスメント」問題について、生徒、保護者、教職員が安心して相談できる窓口を提供していく。

(4) 本校のこうした体制や窓口については、入学時オリエンテーションや保護者説明会、学校ホームページなどによって広く周知を図っていく。

また、学年末に行う学校評価の総括に於いては、本校のいじめ対策機能が適切に機能しているか点検を行う必要がある、「いじめ防止対策委員会」の年度末の検討会や職員会議等の意見を聴取するなどして点検を行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。

よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

- (1) いじめに関する発見や通報を受けたときは、全教職員は自分の担当する学級の問題か否かにかかわらず、担任あるいは学年主任に報告する。報告を受けた担任あるいは学年主任は管理職に報告し、管理職は状況に応じて直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集してその対応にあたる。
- (2) いじめが確認された場合、「いじめ防止対策委員会」は被害生徒およびいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する必要がある。また、加害生徒に対しては事情を確認した上で、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが必要である。
- (3) 学校の指導に限界があると判断したとき、または指導に十分な効果が上げられないときには、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との連携をとる。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、早い段階から的確に関わり、被害生徒等の安全を確保する。そのため、事象に関係する教員から情報を得たり、関係クラスに対するアンケート調査を実施したりして状況を把握し、状況によっては早期に被害生徒の安全を確保する。
- (2) 教職員は一人で問題を抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有し、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。
- (3) 校長は、事実確認の結果を学校の設置者に報告し、被害・加害の保護者に連絡する。
- (4) いじめが「重大な事態」と判断されるときは、法令に乗っ取り監督官庁に報告し、その指示に従って対応しなければならない。

3 いじめられた生徒への支援又はその保護者への対応

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止制度の活用などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。その際には当該生徒や保護者に徹底して守り通すことを伝え、不安を除去するとともに生徒が信頼できる教員、家族、友人と連携できるよう配慮する。
- (2) いじめられた生徒のケアはケア委員会が対応するが、状況に応じて、教育相談係の他、必要であれば学校と連携している心療内科医や精神科医との連携を図る。

4 いじめた生徒への指導およびその保護者への対応

- (1) いじめた生徒に対し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止することが必要である。いじめた生徒からも充分事実確認を行い、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。状況によっては複数の教員が協力していじめを止めさせるほか、外部機関との連携も図る。
- (2) いじめた児童生徒の保護者と連携し協力を求めるとともに、継続的な助言を行うため、保護者の理解と納得を得るとともに定期的に情報交換を行う。
- (3) いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全な人格の発達に配慮するため、プライバシーには充分留意して以後の指導を行う。

5 いじめが起きた集団（周囲の生徒）および保護者への対応

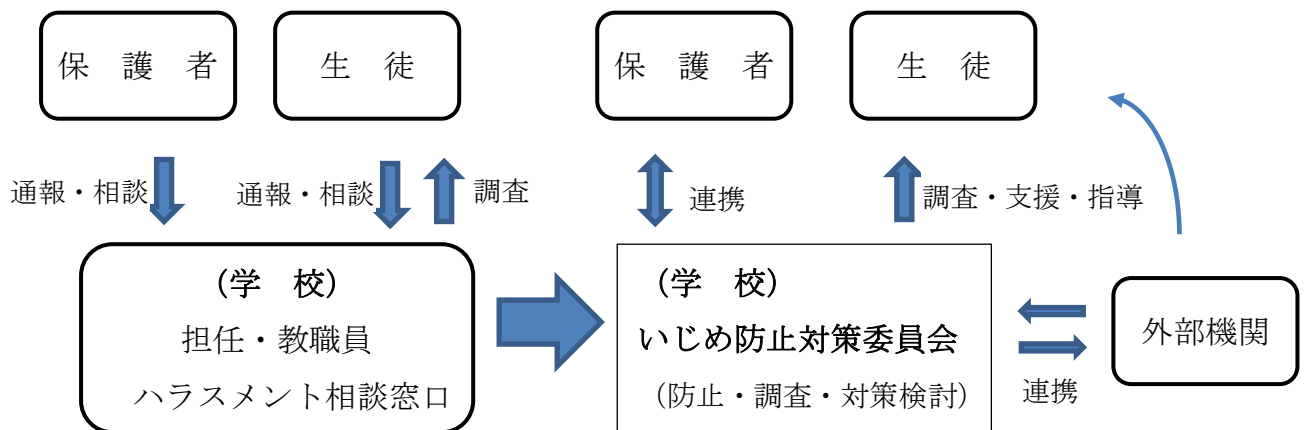
- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるため、年間計画に位置づけられている場合はその機会を利用するほか、そうでない場合は、臨機応変に学級会や学年総会を開いて、いじめは絶対に許されない行為であることを説明する。
- (2) 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、教職員は日頃から、休み時間等に生徒の活動に積極的に加わったり声かけをしたりするなど、様々な場面での生徒の様子を把握し、生徒との信頼関係を築いて学級集団をつくる。

6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等に対する必要な措置として、その内容を確認し、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。その後掲示板等の管理者に学校から削除依頼を行う
- (2) 学校単独での対応が困難と判断された場合は、必要に応じて、法務局や所轄警察署等、外部機関と連携してその解決を図る。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、全生徒に対して研修を行うほか、外部から専門的な講師を招いて講演を依頼する。

第5章 本校のいじめ対応の流れと留意点

1 いじめ関係対応流れ図



※ハラスメント相談委員が受けた相談形式が「生徒→生徒」の場合で、「いじめ」である可能性が高いと判断される場合は、ハラスメント防止対策委員会からいじめ防止対策委員会へ連絡する。

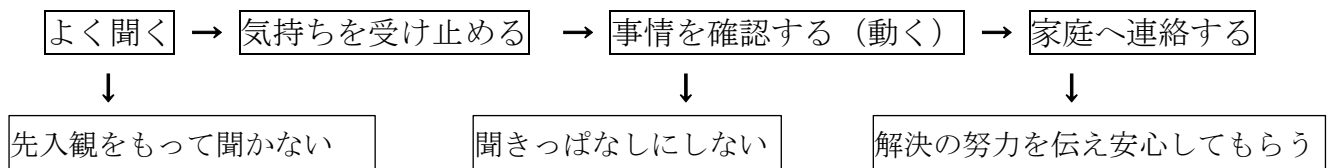
★参照 「ハラスメントの防止・対策マニュアル」

2 保護者から相談があったとき

(1) 保護者への対応

- ①できる限り来校して頂き、複数の教職員で対応する。
- ②不安な気持ちが安心感に変わるように、丁寧に対応する。
- ③保護者も学校も今後の課題が見えやすいように、話の内容を明確化しながら聞く。
- ④保護者の言い分を受け止め、対応内容については中間報告でも良いから報告する。
- ⑤「保護者や家庭はこうあるべきだ」という学校側の考えを押しつけないようにする。

(2) 対応の流れと留意点



3 相談・調査における留意点

(1) 事実関係をはっきりさせる

- ①「いじめ」の再発を防ぎ、未然防止するためにも事実関係をはっきりさせ、その結果に基づいて、それぞれの生徒を指導・支援し、ケアを行っていくことが大切である。
- ② 事情を聞き取る場合、事実だけではなく、相談者の感情や考え方も読み取る。

事 実 (行 為) → 感 情 → 解 釈 (考 え 方) を読み取る。

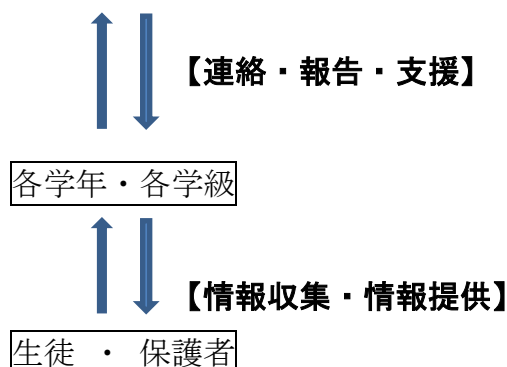
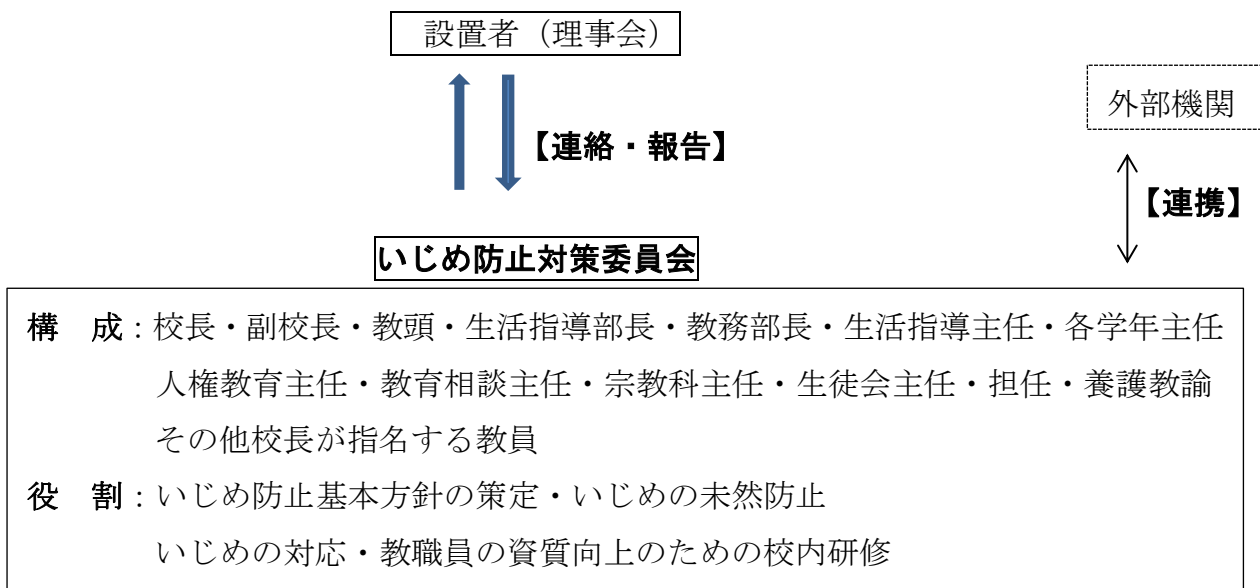
(2) 聞き取りの留意点

- ①話の腰を折らずに、稚拙な表現でも生徒の言葉で話させ、書かせる。
- ②「はい」「いいえ」の答えではなく、文章で答えられるような問いかけをする。
- ③事実を聞きながら、カウンセリング的対応（傾聴等）で、話しやすい状況にする。
- ④「誰にもあること」と一般化して他人事のように考えさせない。

(3) 事実関係の食い違いを明らかにする

- ① 初期対応で事実関係をあいまいにすると、最後まで不明瞭なままで終わってしまう。その結果、いじめを受けた側にも、不満と不信感が残ってしまう。教職員一人で対応して失敗する事例の大部分は、この段階に原因があることが多いので注意する。
- ② 固く否定する生徒については次のことに留意する。
 - ・ 言い逃れることに慣れているのかも…
 - ・ 意地を張って引き下がれなくなっているのかも…
 - ・ 認めることで、今まで築き上げてきたものがすべて崩れると思っているのかも…
- ③ 威圧や脅しの姿勢は避けて、時間的余裕を与えるのも効果的。
- ④ 言葉や態度を荒立てて、一層防衛的態度にさせてしまうことは避ける。

4 いじめ防止対策委員会と学校組織



5 緊急のいじめ防止対策委員会

いじめ事象が緊急を要する場合の「いじめ防止対策委員会」の構成と対応

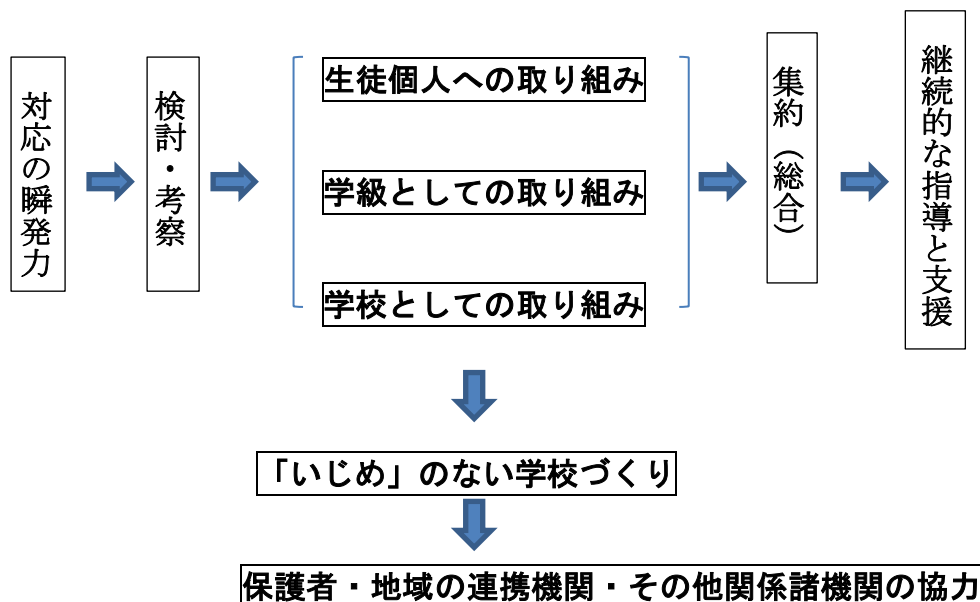
構成：校長・副校長・教頭・生活指導部部長・生活指導部主任・当該学年主任
当該担任・人権教育主任・宗教科主任・教育相談主任・生徒会主任
養護教諭・その他校長が指名する教員

対応：指導体制・関係生徒の指導内容・事例に応じた関係機関との連絡調整
加害、被害生徒の保護者対応

6 解決に向けた取り組みの総合性

(1) 有効な総合性

「いじめ」の解決は、生徒個人と生徒のグループ、生徒個人と学級、学級と学校、というそれぞれの段階での解決に向けた取り組みを集約（総合）していくことが大切である。そのためには、組織的に解決していくことが求められる。



(2) 学級での具体的な取り組み

「いじめ」の問題は、学級の課題として考えさせ、取り組んでいくことも大切である。学級指導の留意点を以下に挙げる。

- ① 「誰が悪い」と決め付ける排他的な考え方
- ② 「好き・嫌い」といった好みや利害関係の問題
- ③ 「かわいそう」という同情的な見方
- ④ 「何でも話し合う」という名のもとの暴きあい



このような状況にならないようにしなければならない。

